

③ 児童虐待防止に関する広報・啓発活動について

名古屋市の児童相談所で対応した児童虐待相談の件数は、平成 29 年度で 2,898 件と過去最多となり、引き続き深刻な状況にあります。そのため、児童虐待の現状などについて皆さまに知ってもらい、虐待の予防や早期発見につながるようするため、広報・啓発活動を実施しています。

このアンケートは、児童虐待の防止に関する名古屋市の広報・啓発活動について、市民の皆さまがどのように考えられているかをおたずねし、今後の効果的な施策の実施の参考にさせていただくものです。

名古屋市児童を虐待から守る条例

名古屋市では、平成 25 年 4 月に「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行しました。条例では、児童を虐待から守ることについての基本理念や、市、市民、保護者、関係機関などの責務を定め、児童虐待を防止するための対策を進めています。

児童虐待防止推進月間

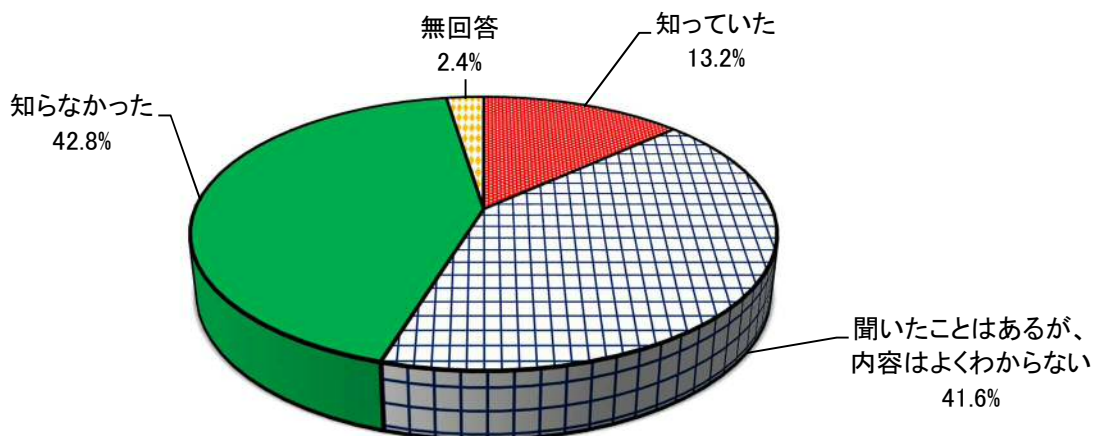
厚生労働省の主唱により、毎年 11 月は「児童虐待防止推進月間」とされており、全国的に児童虐待防止のための広報・啓発活動が行われています。

名古屋市では、「名古屋市児童を虐待から守る条例」で毎年 5 月を市独自の「児童虐待防止推進月間」としており、11 月に加えて様々な広報・啓発活動を展開しています。

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

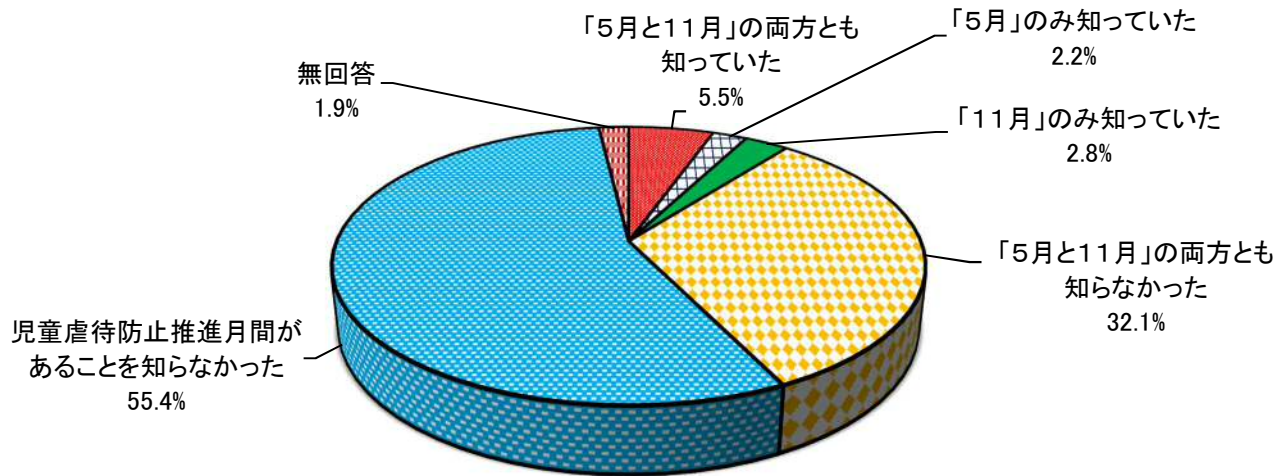
問 19 あなたは、「名古屋市児童を虐待から守る条例」を知っていましたか。(○は1つだけ)

N = 984



問 20 あなたは、毎年「5月」と「11月」が「児童虐待防止推進月間」であるということを知っていましたか。(○は1つだけ)

N=984



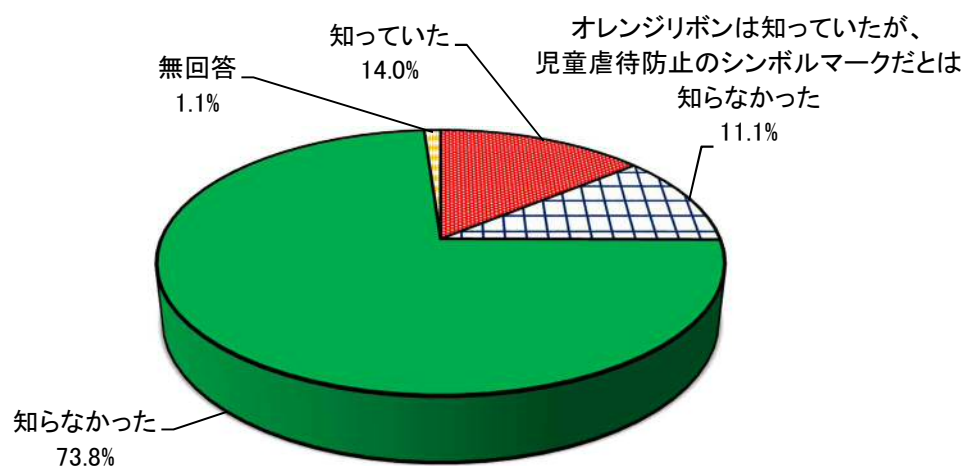
オレンジリボン

児童虐待防止のシンボルマークとして「オレンジリボン」があります。オレンジリボンには、子どもの虐待の現状を多くの人に知ってもらい、虐待を防止し、子どもたちが幸福になれるように、というメッセージが込められています。



問 21 あなたは、「オレンジリボンが児童虐待防止のシンボルマーク」ということを知っていましたか。(○は1つだけ)

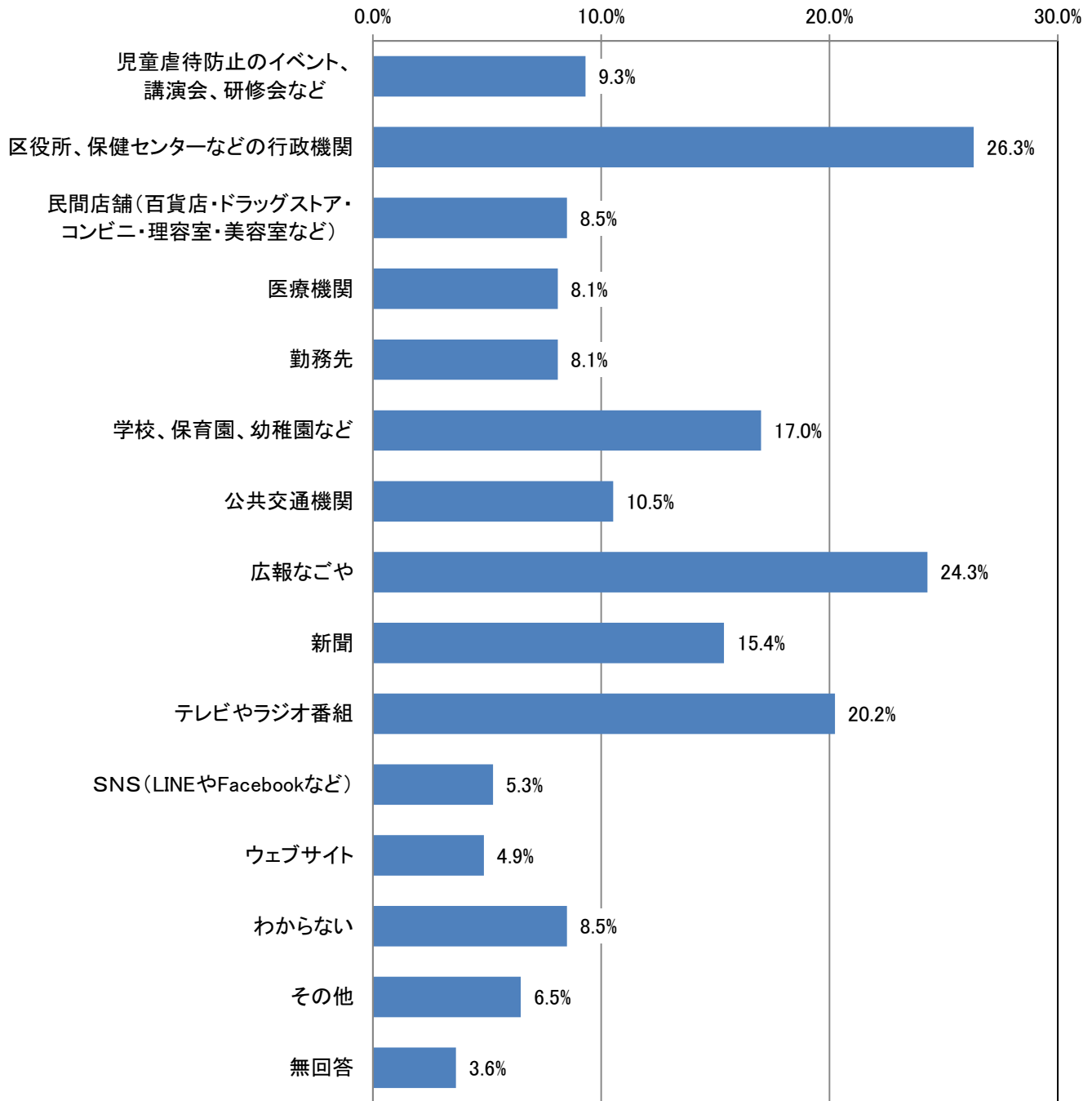
N=984



《問 21 で 1～2 と答えた方（オレンジリボンを知っていた方）におたずねします。》

問 22 あなたは「オレンジリボン」を、どこで見聞きしましたか。（〇はいくつでも）

N=247



児童虐待とは

児童虐待は、保護者など18歳未満の子どもを監護する人が行う次の行為です。

- ・身体的虐待：子どもの身体を傷つけること
(例) 殴る、蹴る、首をしめる
- ・心理的虐待：子どもに対する著しい暴言・拒絶的な対応
(例) 言葉で脅迫する
- ・性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること
(例) 子どもへの性的行為
- ・ネグレクト：子どもの養育を十分に行わないこと
(例) 十分な食事を与えない

児童虐待の相談・通告先

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた人には、児童相談所(※)または区役所民生子ども課・支所区民福祉課まで、通告しなければならない義務があります。

通告は匿名でも可能で、通告者や通告内容の秘密は守られます。

※市内には3か所の児童相談所があり、虐待の通告を受け付けるなど、子どもに関する相談と援助を行っています。

名古屋中央児童相談所

電話番号：052-757-6111

※時間外：052-757-6112

(担当区：千種、東、北、中、昭和、守山、名東区)

名古屋西部児童相談所

電話番号：052-365-3231

※時間外：052-365-3252

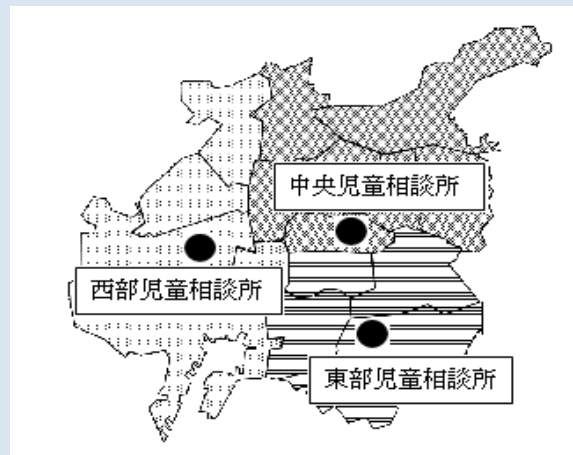
(担当区：西、中村、熱田、中川、港区)

名古屋東部児童相談所

電話番号：052-899-4630

※時間外：052-899-4631

(担当区：瑞穂、南、緑、天白区)



相談日：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

時間：8：45～17：30

児童相談所全国共通ダイヤル

電話番号：189（いちはやく）

※お近くの児童相談所につながります。

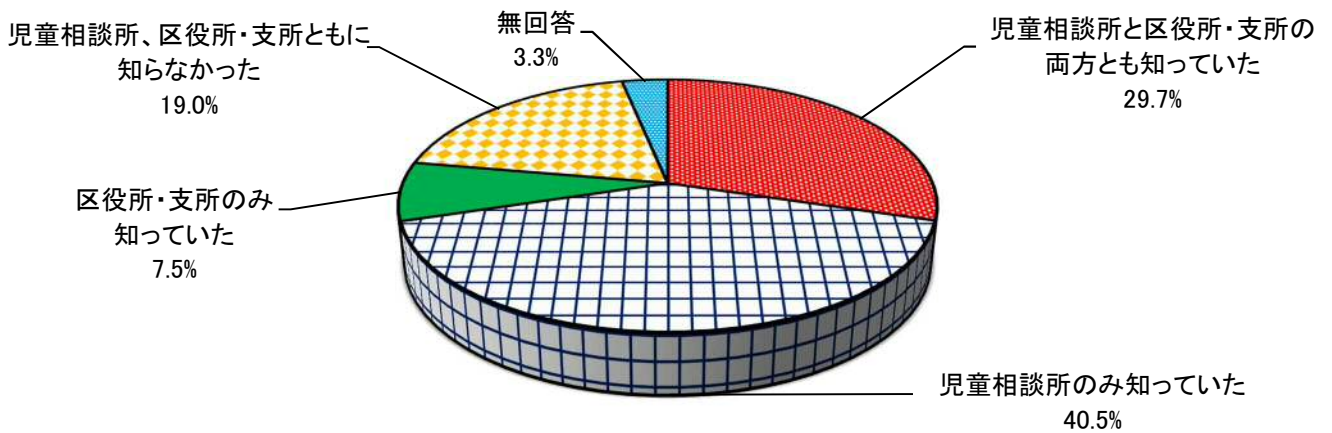
名古屋市公式ウェブサイト内「子ども虐待相談について」では通告先のメールアドレスを公表しています。

<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000096151.html>

《すべての方におたずねします。》

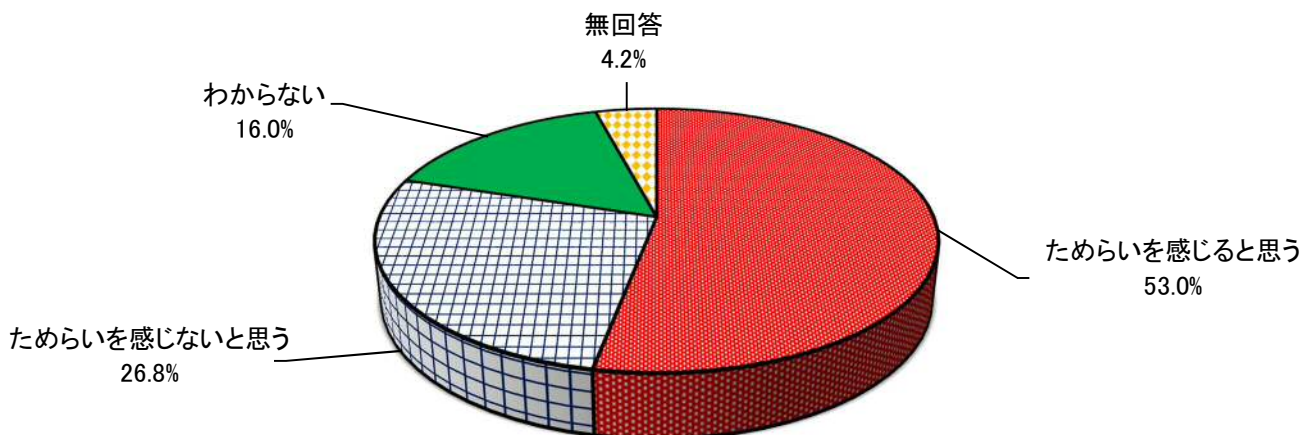
問 23 あなたは、児童虐待に気付いた際の通告先が「児童相談所」または「区役所・支所」であることを知っていましたか。(○は1つだけ)

N = 984



問 24 もし、あなたが「児童虐待を受けていると思われる場面」や「児童虐待を受けたと思われる子ども」を見かけたとしたら、児童相談所や区役所・支所へ通告することにためらいを感じると思いますか。(○は1つだけ)

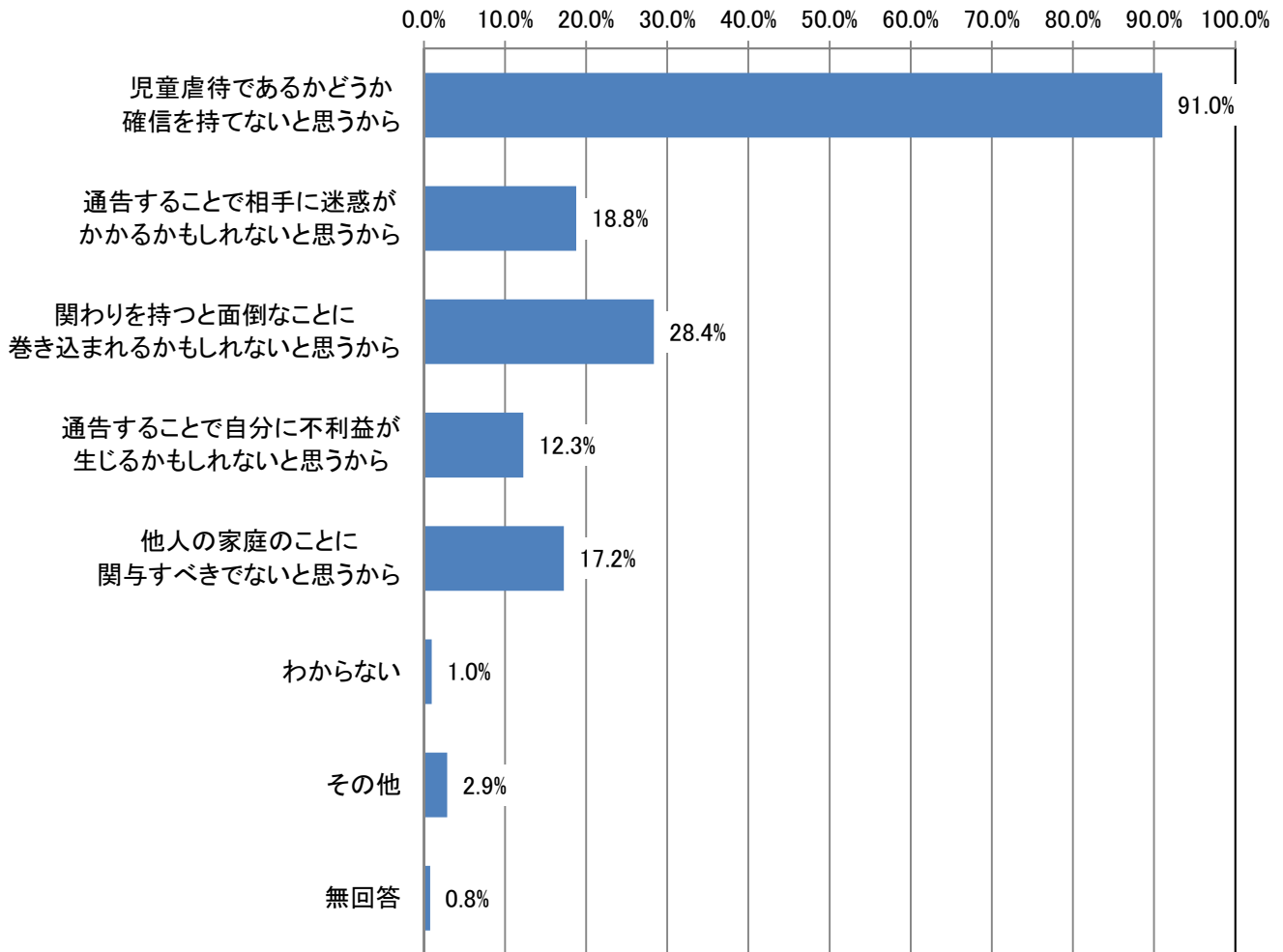
N = 984



《問 24 で 1 と答えた方（ためらいを感じると思う方）におたずねします。》

問 25 あなたが通告することにためらいを感じると思う理由は何ですか。（○はいくつでも）

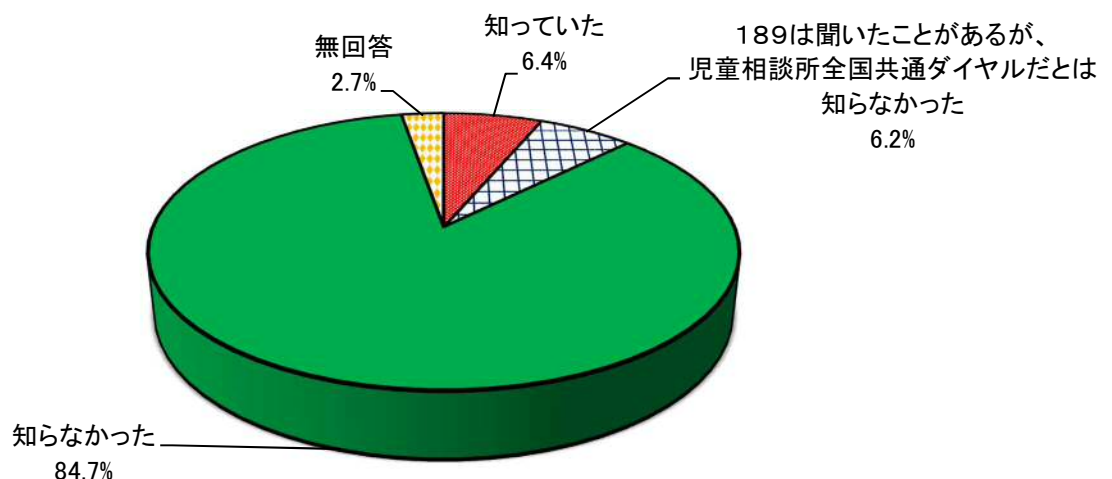
N = 522



《すべての方におたずねします。》

問 26 あなたは電話番号 1 8 9（いちはやく）が児童相談所全国共通ダイヤルだと知っていましたか。（○は1つだけ）

N = 984



問 27 児童虐待防止の広報・啓発活動についてご意見などがありましたら、ご記入ください。

- 児童たちに「あなたたちを守るためのこういった制度がある」ということを発信していきたい。
- 通告先は交番だと思っていた。 189 の電話番号を SNS の広告や駅や電車、バス内に掲示したらよいと思う。
- 具体的に○○を見かけたら・・・○○されている・・・とかイラスト入りポスターを見かけたことがあります。(児童虐待防止の) とてもわかりやすかったと思いました。
- 虐待を本当に防止するなら周囲がためらいなく通告できるようにした方がいいと思います。①通告したのが通告された側に知られない事を約束したり、②本当に児童虐待じゃなかったとしても通告するべきと広報してほしい。
- 誰もが身近に起こりうる問題だと知ってもらえるようにもっと積極的に大きく取り上げて欲しいと思います。まだまだ無関心な人が多くいると思うので。

ほか